

## 令和7年度弘前市Uターン就職等支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、弘前市総合計画に基づき、弘前市出身者の当市への移住・定住を促進することで、中小企業等における人手不足の解消及び生産年齢人口の増加に資するため、令和7年度予算の範囲内において、弘前市Uターン就職等支援金（別表第1項の表第3号ウを除き、以下「支援金」という。）を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 弘前市出身者 次に掲げる教育機関（弘前市内に存するものに限る。）に合計1年以上在籍していた者をいう。

ア 小学校

イ 中学校

ウ 高等学校

エ 専門課程を置く専修学校

オ 短期大学

カ 大学

キ 大学院

(2) マッチングサイト 青森県が運営する求職者向けインターネットサイト「あおもりジョブ」をいう。

(3) 就業 週20時間以上の無期雇用契約に基づき雇用されることをいう。

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表第1項の表及び第2項の表に定める要件を満たす弘前市出身者とする。

### (支援金の額等)

第4条 支援金の額は、300,000円とする。ただし、支援金の交付の申請日（以下「申請日」という。）時点において交付対象者と同一世帯に属する世帯員（交付対象者を除く。）のうち1人以上が次に掲げる要件を全て満たす場合は、500,000円とする。

(1) 移住元において交付対象者と同一世帯に属していたこと。

(2) 令和6年4月1日以後に移住したこと。

(3) 申請日時点において、弘前市に移住した日（以下「移住日」という。）から1年を経過していないこと。

(4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 支援金は、一の世帯に対しては重ねて交付しない。

### (交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度弘前市Uターン就職等支援金交付申請書（様式第1号）及び本人確認書類並びに次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 移住に関する書類 次に掲げる書類

ア 弘前市出身者であることがわかる書類

イ 移住直前の居住地及び当該居住地における居住期間がわかるもの

(2) 就業に関する書類（別表第2項の表第1号又は第2号の要件に該当する者として申請をする場合） 次に掲げる書類

ア 就業証明書（一般・専門人材用）（様式第2-1号）

イ 専門人材として就業をしたことが確認できる書類（別表第2項の表第2号の要件に該当する者として申請をする場合に限る。）

(3) テレワークに関する書類（別表第2項の表第3号の要件に該当する者として申請をする場合） 次のア又はイの場合に応じ、それぞれ定める書類

ア 所属している企業等の業務においてテレワークを行う場合 就業証明書（テレワーク用）（様式第2-2号）

イ 個人事業主又はフリーランスとしてテレワークを行う場合 就業証明書（テレワーク用：個人事業主・フリーランス）（様式第2-3号）

(4) 若年層に関する書類（別表第2項の表第4号の要件に該当するものとして申請をする場合） 次のアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれ定める書類

ア 就業をした場合 就業証明書（若年層用）（様式第2-4号）

イ 農林水産業に従事した場合 次の(ア)から(オ)までに掲げる場合に応じ、それぞれ定める書類

(ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）である場合 同項の規定により認定を受けた農業経営改善計画及び農業経営改善計画認定証の写し

(イ) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）である場合 同項の規定により認定を受けた青年等就農計画及び青年等就農計画認定証の写し

(ウ) 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2の第2の1に掲げる事業（以下「準備資金」という。）を活用して就農に向けた研修を受講している場合 準備資金研修計画及び準備資金研修計画承認通知書の写し

(エ) ひろさき農業里親研修事業実施要綱（令和2年6月1日付けひろさき農業総合支援協議会要綱）第5条第2号で定める里親実践研修（以下「里親実践研修」という。）を受講している場合 里親実践研修実施承認通知書の写し

(オ) 林業又は水産業に従事した場合（令和7年4月1日以後に移住した者に限る。） 週20時間以上、林業又は水産業に従事していることを証明できる書類

ウ 起業した場合 次の(ア)又は(イ)の場合に応じ、それぞれ定める書類

(ア) 個人事業主である場合 次に掲げる書類

a 開業・廃業等届出書の写し

b 納税地の変更をしたことがわかる書類（弘前市へ事業所を移転し、営業を開始した場合に限る。）

c 営業を開始したことがわかる書類

d 起業・事業承継証明書（若年層用）（様式第2-5号）

(イ) 法人である場合 次に掲げる書類

- a 登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
- b 定款
- c 営業を開始したことがわかる書類
- d 起業・事業承継証明書（若年層用）（様式第2－5号）

エ 事業承継をした場合 次の(ア)又は(イ)の場合に応じ、それぞれ定める書類

(ア) 個人事業主である場合 次に掲げる書類

- a 承継元の事業者の個人事業の開業・廃業等届出書（廃業）の写し
- b 個人事業の開業・廃業等届出書（開業）の写し
- c 起業・事業承継証明書（若年層用）（様式第2－5号）

(イ) 法人である場合 次に掲げる書類

- a 登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
- b 定款
- c 起業・事業承継証明書（若年層用）（様式第2－5号）

オ 家業に従事した場合 次に掲げる書類

(ア) 家業従事証明書（若年層用）（様式2－6号）  
(イ) 従事する家業に係る営業証明書

(5) 申請者及び前条第1項ただし書の規定による支援金の額の算定の対象となる世帯員が、移住元及び申請日において同一世帯に属していることがわかる住民票（前条第1項ただし書に規定する額の交付を受けようとする場合に限る。）

2 市長は、前項各号に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 第1項の申請書等の提出期限は、令和8年3月31日とする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適當と認めるときは、支援金の交付を決定し、速やかに令和7年度弘前市Uターン就職等支援金交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、支援金の交付について不適當と認める場合又は予算上の理由等により支援金の交付を不可とする場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

（支援金の請求等）

第7条 支援金の請求は、令和7年度弘前市Uターン就職等支援金請求書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

2 支援金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

（報告の求め及び現地調査等に基づく指示）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付決定を受けた者（以下「支援金受給者」という。）に対し移住後の就業等の状況の報告を求め、又は現地調査等を行ったうえで必要な措置をとることについて指示をすることができる。

（決定の取消し及び返還請求）

第9条 市長は、支援金受給者が次の各号に該当する場合は、当該各号に定める支援金の額に係る交付決定を取り消し、及び既に支援金が交付されているときは、当該支援金の額の返還を請求するものとする。ただし、当該各号に該当するに至った原因が就業先の倒産、災害、病気等のやむ

を得ない事情によるものであると認められるときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 全額

- ア 虚偽の申請等であることが判明した場合
- イ 申請日から3年に満たない間に弘前市外に転出した場合
- ウ 申請日から1年以内に支援金の交付に係る就業先を退職し、又は解雇された場合
- エ 別表第2項の表第4号の要件に該当して支援金の交付決定を受けている場合で、申請日から1年以内に農林水産業又は家業への従事を終了し、又は廃業した場合

(2) 申請日から5年以内に弘前市外に転出した場合（前号イに該当する場合を除く。） 半額

(3) 前条の規定による報告の求め若しくは指示に従わない場合又は法令若しくはこの要綱の規定に違反した場合（前2号に該当する場合を除く。） 市長が定める額

2 前項の規定による支援金の交付決定の取消しに係る通知及び支援金の返還請求は、令和7年度弘前市Uターン就職等支援金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第5号）により行うものとする。

3 支援金受給者は、第1項第1号又は第2号に該当することとなった場合は、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

1 共通要件 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

項目	要件
(1) 移住元に関する要件	移住日直前の5年間において引き続き青森県外に居住していたこと。
(2) 移住先に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。	<p>ア 令和6年4月1日以後に移住したこと。</p> <p>イ 申請日時点において、移住日から1年を経過していないこと。</p> <p>ウ 弘前市に、申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。</p>
(3) その他の要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。	<p>ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>イ 日本人、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第309号）別表第2に掲げる在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかであること。</p> <p>ウ 令和7年度弘前市東京圏UJターン就職等支援金交付要綱（令和7年度弘前市告示第206号）による移住支援金及び令和7年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱（令和7年度弘前市告示第207号）による支援金の交付の対象となる者を含む世帯に属するものでないこと。</p> <p>エ その他市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。</p>

2 個別要件 次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すること。

項目	要件	
	令和7年3月31日以前に移住した者	令和7年4月1日以後に移住した者
(1) 就業（一般人材）に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。	<p>ア マッチングサイトに掲載されている求人情報について応募（当該求人情報についてマッチングサイトに掲載される前にした応募を除く。以下同じ。）をして就業をしたこと。</p> <p>イ 就業先が、交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職を務めている法人等でないこと。</p> <p>ウ 就業先において、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。</p>	
	ア マッチングサイトに掲載されている求人情報について応募をして就業をし、かつ、青森県内に存する事業所等において勤務していること。	イ 就業先において、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
(2) 就業（専門人材）に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。	<p>ア 就業先の企業等において内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、当該事業によ</p>	
	ア 就業先の企業等において内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、当該事業に	

	りマッチングした人材として就業をしたこと。	よりマッチングした人材として就業をし、かつ、青森県内に存する事業所等において勤務していること。
イ	就業先において、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。	

- ウ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。
- エ 終了後の解散が予定されているプロジェクトへの参加等、離職することを前提とした就業でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア	所属する企業からの命令等によるものではなく自己の意思により移住し、及び弘前市を生活の本拠とし、移住元において行っていた業務を引き続き行うこと。
イ	地方創生テレワーク交付金制度要綱（令和3年2月9日付け府地創第34号）による地方創生テレワーク交付金若しくはデジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付け府地創第414号）によるデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はこれらの前歴事業による交付金等を活用した取組において所属先の企業等から資金提供を受けていないこと。
	ウ 弘前市内において週20時間以上テレワークにより勤務し、かつ、移住前に所属していた企業等に移住後も引き続き所属している場合は、当該企業等の事業所等への通勤を恒常的に行っていないこと。

(4) 若年層に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア	移住日時点において40歳未満であること。
イ	次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のいずれかに該当すること。
(ア)	就業に関する要件 次のa及びbのいずれにも該当すること。
a	就業先及び勤務先が、次の(a)から(c)までのいずれにも該当していないこと。
(a)	官公庁等(官公庁が出資を行っている法人のうち当該出資の額が10億円以上であるもの及び当該官公庁から補助金の交付を受けていないものを含む。以下同じ。)
(b)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)に定める風俗営業者(以下「風俗営業者」という。)
(c)	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有している事業所等
イ	次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のいずれかに該当すること。
(ア)	就業に関する要件 次のa及びbのいずれにも該当すること。
a	就業先及び勤務先が、次の(a)から(c)までのいずれにも該当していないこと。
(a)	官公庁等
(b)	風俗営業者又は風営法に定める性風俗関連特殊営業若しくは接客業務受託営業を営む者(以下これらを「風俗営業者等」と総称する。)
(c)	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有している事業所等
b	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業である

<p>会的勢力と関係を有している事業所</p> <p>b 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。</p> <p>(イ) 就農に関する要件 ((ア)に該当する場合を除く。) 次の a から d までのいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 認定農業者であること。</li> <li>b 認定新規就農者であること。</li> <li>c 準備資金を活用して就農に向けた研修を受講していること。</li> <li>d 里親実践研修を受講していること。</li> </ul> <p>(ウ) 起業に関する要件 次の a 及び b のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 弘前市で新たに開業し、又は新たに弘前市へ事業所を移転し営業を開始したこと。</li> <li>b 風俗営業者に該当しないこと。</li> <li>c 起業に係る事業が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と取引等を行わないものであること。</li> </ul> <p>(エ) 事業承継に関する要件 次の a から c までのいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 申請日までに事業承継(交付対象者以外の者から法人の経営権を引き継ぎ、又は交付対象者以外の個人が行っていた事業を引き継いで行うことをいう。以下同じ。) が完了していること。</li> <li>b 事業承継に係る事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業（以下「風俗営業」という。）に該当しないこと。</li> <li>c 事業承継に係る事業が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と取引等を行わないものであること。</li> </ul>	<p>こと。</p> <p>(イ) 農林水産業への従事 ((ア)に該当する場合を除く。) に関する要件 次の a から e までのいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 認定農業者であること。</li> <li>b 認定新規就農者であること。</li> <li>c 準備資金を活用して就農に向けた研修を受講していること。</li> <li>d 里親実践研修を受講していること。</li> <li>e 週20時間以上、林業又は水産業に従事していること。</li> </ul> <p>(ウ) 起業に関する要件 次の a 及び b のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 弘前市で新たに開業し、又は新たに弘前市へ事業所を移転し営業を開始したこと。</li> <li>b 風俗営業者等に該当しないこと。</li> <li>c 起業に係る事業が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と取引等を行わないものであること。</li> </ul> <p>(エ) 事業承継に関する要件 次の a から c までのいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 申請日までに事業承継が完了していること。</li> <li>b 事業承継に係る事業が風俗営業又は風営法に定める性風俗関連特殊営業若しくは接客業務受託営業（以下これらを「風俗営業等」と総称する。）に該当しないこと。</li> <li>c 事業承継に係る事業が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と取引等を行わないものであること。</li> </ul> <p>(オ) 家業従事 ((ア)に該当する場合を除く。) に関する要件 次の a から d までのいず</p>
--	--

れにも該当すること。

a 週20時間以上、家業に従事していること。

b 従事する家業について、事業承継を受ける意思があること。

c 従事する家業が風俗営業等に該当しないこと。

d 家業を営む者が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していないこと。